

消費税インボイス制度

税理士法人 飛騨会計事務所 所長 青山 真琴

Iはじめに

新年を寿ぎまして、謹んでお慶びの言葉を申し上げます。顧問先の皆様には日頃より、ご愛顧賜りまして心よりお礼申し上げます。

コロナ禍が凡そ二年経過して、漸く終息するのではないかと、期待されました。その矢先にオミクロン変異ウイルスが確認され、世界的に増え続けています。日本でも感染が確認されて、感染拡大を防止するため、「ワクチン三回目接種」が始まっています。

暫くは、ウイズコロナ時代が続くと思われます。二年間続いたライフスタイル（ディスタンス・マスクの着用・手洗い）を引き続き強いられる事になります。企業においても仕切り直しで活動が制限され、リモート・オンライン化（非対面・非接触・脱労働集約）による通常の従事形態でない方法をとらざるを得ない状況となっています。コロナ終息を見越して景気回復を予想した経営者にとっては、水を差す状況となりました。

IIインボイス制度とは

令和五年十月一日から、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。現行の区分記載請求書等保存方式に代わり、インボイス制度が導入されますが、導入後は、売手、

買手双方に新たな義務が課されます。

「適格請求書発行事業者」の登録をしないと、インボイスを発行することができません。自社から商品やサービスを購入する事業者が仕入税額控除を受けるために、自社は「適格請求書発行事業者」の登録をする必要があります。

ウ、経理業務への影響

自社が仕入をする場合、適格請求書発行事業者でない取引先（免税事業者や課税事業者であっても登録をしていない取引先）からの仕入を続けると、自社が負担する消費税額が増えることになります。特に小規模な事業者からの仕入れや外注に対して、取引先に適格請求書発行事業者登録をしているかを確認する必要が出てきます。

（例）個人タクシーの利用、個人商店からの仕入れ、個人が営業する店舗での飲食、店舗・駐車場の賃貸、フリーランスへの外注など

工、登録開始前に法人成するメリット個人事業者が法人成りにより新規に法人を設立した場合には、最大二年間は免税となります。法人成のタイミングとして、令和五年十月一日以降は適格請求書発行事業者しかインボイスを発行できません。その前に法人成をしまして最大二年間の免税を受けるために、法人成をする必要があります。現実的に昨今、法人成をされる個人事業主が増えています。

IVおわりに

貴社の消費税「適格保存方式（インボイス制度）」に関する「適格請求書発行事業者」への登録につきましては、当事務所で登録申請の代理送信をいたしますので、ご心配は要りません。

但し、記載要件等に誤りがない様に、これまで以上にインボイスに基づく正確な記帳（入力）と保存が重要となります。インボイス開始に向けた打ち手を考え、準備していただきたいと存じます。当事務所も積極的にご支援いたしますので、何なりと監査担当者にお問合せ下さい。

末筆ですが貴社の益々のご隆盛並びに皆様のご健勝を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

取引先から消費税分の値引きを要求されたり、取引が見直されたりする懸念があります。

よって、免税事業者であっても、「適格請求書等」を発行できる様にするため、敢えて課税事業者の選択を検討する必要があります。その選択をした場合は、消費税の申告と納付が必要となります。但その際には六年間の経過処置がありますので、担当者にご相談下さい。

「あおぞら」の前号（No.四四）に具体例をご紹介しています。監査担当者より改めてご説明いたしますので、お問い合わせ下さい。

IIIインボイスへの対応すべき事項

a、販売管理・請求書発行システムの買い替え
b、顧客への対応、社内教育・・・商慣習ごとに税率が異なることについて、お客様からの質問に回答できるよう従業員教育が必要です。仕入れを会計ソフトに入力する際にもインボイスを確認し、免税業者からの仕入れについては仕入税額控除を受けられませんので、注意が必要となります。

c、仕入先・購入先の確認・・・免税事業者やインボイス発行に対応していない業者について、どう取扱うのかを事前に検討する。

インボイスには、従来の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号と税率ごとの消費税額を記載する必要があります。